

## 審査基準：

道路使用の許可の申請を受理した警察署長等は、当該申請に係る許可対象行為が1から3までのいずれかに該当する場合は、許可をしなければならない。

## 1 「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」

許可の申請の内容となっている行為をそのまま行ったとしても、その時点においては現実には交通の妨害（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる程度の妨害は含まない。）となるおそれがないと考えられる場合をいう。

## 2 「許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき」

許可に条件を付し、申請者が当該条件を遵守すれば、社会通念上容認できない程度の妨害を生ずるおそれがないと認められる場合をいう。

## 3 「現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」

許可の申請の内容となっている行為に社会公共の利益がある場合又は類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合に、このような行為を行う必要性和当該行為により生じる交通の妨害の程度とを比較衡量し、公益性又は社会慣習上の必要性があつてなされる要許可行為によって得られる利益が、当該行為により生じる交通の妨害による支障等の損失を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを得ないと認められる場合をいう。

標準処理期間： 7日（行政庁の休日を含まない。）

なお、法第78条第2項の規定に基づき、道路の管理者を経由して提出された申請については、上記日数に道路の管理者が当該申請を処理するために要する日数を加えたものを標準処理期間とする。

ただし、以下(1)から(5)の条件のいずれかに該当する道路使用許可を必要とする行為（以下「要許可行為」という）の申請に係る処理に関しては、当該標準処理期間は適用されない。

(1) 法第79条に基づき、道路の管理者との協議が必要なもの

(2) 他の調整を行う必要のある要許可行為があるもの

(3) 交通規制の実施、変更等を行う必要のあるもの

(4) 二以上の都道府県公安委員会の管轄にわたるもの

(5) 一般交通への妨害性が顕著であるため、許可に際して特に慎重に検討する必要のあるもの